

獣医療法第3条に基づく診療施設の開設届

令和3年4月10日

(あて先)

埼玉県知事

開設年月日から10日以内に届出

10日を越えた場合は遅延理由書が必要

開設者住所 川越市石田152

開設者氏名又は名称 (有)川越太郎動物病院

代表取締役 川越 太郎

開設者が獣医師で ( ある  ない )

法人の場合  
は代表者の  
役職名と氏  
名を記入

法人で開設している場合は代表者が獣医師であっても『ない』

獣医療法第3条の規定により診療施設の開設を下記のとおり届け出ます。

記

- 診療施設の名称 : 川越太郎動物病院
- 開設の場所 : 川越市石田152
- 診療の業務の種類 : 診療の主たる対象 (産業動物・小動物・その他 ( ) )  
専ら往診診療者であるか ( ある  ない )
- 開設年月日 : 令和3年4月1日
- 管理者(獣医師)

法人で開設している場合は代表者が獣医師であっても『兼ねない』

  - 開設者が獣医師で、管理者を兼ねるか ( 兼ねる・兼ねない )
  - (1)が兼ねない場合 管理者の氏名 : 川越太郎  
管理者の住所 : 川越市石田152
- 診療業務を行う獣医師(管理者も含む)
  - 氏 名 : 川越太郎
  - 獣医師免許証番号 : 第12345号
  - 免許証取得年月日 : 平成30年4月1日
  - 卒業学校名 : 河越大学
  - 卒業年月日 : 平成30年3月31日

診療獣医師が複数いる場合は全員分記入する。  
この用紙に記入しきれない場合は別紙で添付する。
- 診療施設の構造設備(エックス線施設関係を含む)の概要及び平面図 : 別紙
- 開設者が法人である場合にあつては登記事項証明書等 : ( 別添・該当なし )
- 管理者又は診療業務を行う獣医師が、他の診療施設の管理者を兼務している状況
  - 兼務の有無 : ( 兼務なし・兼務あり (その者の氏名 : 川越太郎 ) )
  - 兼務施設の施設名 : 川越花子動物病院
  - 兼務施設の所在地 : 川越市石田〇〇〇
  - 兼務施設での管理日時 : 毎週日曜日